

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会  
 連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101  
 サポートねりま内  
 TEL 03-3994-2088  
 E-mail：[support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)  
 HP：[www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

## 共謀罪、憲法改悪、労働法制改悪を許さない

### 日比谷メーデーに7000人結集

第88回日比谷メーデーが5月1日に行われ、7000人の労働者が共謀罪の新設と憲法改悪、労働法制の改悪を許さない闘いへの結集を誓いました。練馬区から、雇用の安定、労働条件の改善を求めて闘う非常勤職員の組合への連帯の訴えがありました。

初めに、中小民間労組懇談会代表の平賀雄次郎さんが「過労死を招く長時間労働が法律で認められようとしている。今こそ人間らしい生活を守る労働運動の再生が求められている」と開会宣言。国労東京地本委員長の前田博一さんが、「安保法に続く共謀罪新設で戦争ができる国づくりが進められようとしている。戦後最大の民主主義と平和の危機。安倍政権打倒へ向けた国民運動の構築が喫緊の課題」と主催者挨拶をしました。

都労連委員長の西川晋司さん、第88回中央メーデー実行委員会の館野豊さんの連帯挨拶、福島みずほ・参議院議員らの来賓挨拶に続いて、整理解雇の撤回を求め、埼玉県新座市の本社前で197日間も抗議行動を続けている韓国サンケンの労働者が、「勝利するまでは日本から離れ

ない。皆様のご支援を」と力強く訴え、労働歌と踊りを披露しました。

### 非正規公務員攻撃と闘う練馬区の非常勤職員への連帯の訴え

決意表明・訴えでは、練馬区図書館専門員労働組合の成田由佳理さんが、練馬区の非常勤職員の現状と課題を報告。「非常勤職員は年収200万円で、残業しても残業代が出ない、一時金や退職金がなく、病休もない。常に雇用の継続への不安を抱えています。地方公務員法の改定が決まり、図書館専門員のような特別職の非常勤職員は、『会計年度任用職員』に代わることになりました。労働三権が剥奪され、いつでも首を切れることが明確となり、雇用に大きな脅威をもたらすのではないかと危惧しています。私たち非常勤職員の組合活動へのご助言、ご協力をお願いします」と訴えました。

さらに、全統一労働組合の外国人労働者、5.3憲法集会実行委員会、全国一般東京東部労組メトロコマース支部から、闘いへの支援、集会への参加の訴えがありました。

最後に、労働法制の大改悪への反対、共謀罪新設と憲法改悪の阻止などを柱とするアピールを採択し、金澤壽・全労協議長による「団結がんばろう」で幕を閉じ、土橋、鍛冶橋の2コースに分かれてデモ行進を行いました。



演壇はメトロコマース闘争団



共謀罪の危険性を学習

# 共謀罪法案の制定にNO！

## 憲法違反の共謀罪法案・盗聴やスパイなど 監視社会化と密告社会化へのおそれ



宇都宮 健児弁護士

4月6日午後6時半から練馬駅に近いここねり研修室において、「憲法を生かす練馬の会」、「練馬地域ユニオン」の共催による、「共謀罪法案の制定にNO！」の学習・講演会が開かれました。

講師には、宇都宮健児さんを迎えて、今国会で審議されている共謀罪の危険性について勉強してみようという試みで、地域市民団体の協賛も得て実現できました。ちょうど、政府与党が6日に衆院本会議で趣旨説明と質疑を行った日に関心が広まったのか70名規模の会場は満席になりました。

「憲法を生かす練馬の会」の代表から、経過報告と安倍首相の言葉に騙されてはいけないこと、地域の皆さんとともに学習し廃案にむけ闘おうと主催者挨拶がありました。

宇都宮健児さんの講演は、共謀罪法案の憲法違反の問題点、日本の法体系を破壊してしまうこと、共謀罪立証のため盗聴やスパイなど監視社会化と密告社会化の危険性などを解説いただきました。

また、戦前の治安維持法時代と現在の違いについては、日本国憲法で基本的人権が保障され、司法権の独立がある。弁護士自治が確立されている。国際的人権保障シ

ステムが確立されているなど闘いの手立てはあると話されました。

講演の後の質疑では、「この法案では、テロ対策となっているが、どういうところがテロ対策なのか」といった質問がありましたが、テロ対策は取って付けたものでテロ対策にはなっていない、じっさいは一般市民がいつでも捜査を受ける内容になっていて、大変危険な法案だと説明されていました。最後に法案が通って市民運動などが委縮してしまうことが権力の思うつぼ、あきらめないで法案廃止の闘いを続けることが展望を開くことになると述べられて講演会を終わりました。

練馬ではこの後、4月28日(金)午後6時30分から同じここねりホールで戦争NO練馬実行委員会主催による「テロ等準備罪共謀罪ってな～に？」という集会が開かれました。講師には大阪のおばちゃんこと谷口真由美さんを招いての集会でした。

こうした練馬での行動に参加しながら、共謀罪法案を成立させない取組を強化していきましょう。



満員の会場（研修室）

## メトロコマース事件東京地方裁判所判決にあたっての抗議声明

1 株式会社メトロコマースの契約社員Bの女性4名が、同社に対して、賃金格差の是正と差額賃金相当額などの支払を求めた損害賠償事件（平成26年（ワ）第10806号）の裁判において、2017年（平成29年）3月23日、東京地方裁判所民事第36部（裁判長吉田徹、裁判官川淵健司、裁判官石田明彦）は、原告らに対して、請求をほぼ棄却する判決を言い渡した。

2 判決は、「売店業務に従事する正社員のみならず、広く被告の正社員一般の労働条件を比較の対象とするのが相当である」として、職務（業務・責任）について「大きな相違がある」とし、職務の変更の範囲についても、「明らかな相違がある」とした。

原告らが請求している基本給、住宅手当、賞与、褒賞及び退職金の差額賃金のいずれにおいても、長期雇用関係を前提とした配置転換のある正社員への福利厚生等を手厚くすることによって、有為な人材の獲得・定着を図ることは、「人事施策上相応の合理性を有する」と判断し、いずれも棄却した。

3 本判決は、売店業務のみに従事する正社員が多数存在し、都内のみに事業所を置く被告において正社員の異動の実態がないにもかかわらず、原告らの主張立証した著しい格差の実態を無視し、被告が立証していない事実を認定し、根拠としている。本判決は、政府をはじめ、非正規労働者の労働条件を是正し、公正な処遇を実現させようとする現在の

社会情勢に逆行するきわめて不当な判決である。非正規労働者に対する差別的取り扱いに司法が手を貸すと言っても過言ではない。

原告らは本判決について、速やかに控訴し、本判決を取り消させる決意である。

2017年（平成29年）3月23日

労働契約法20条メトロコマース事件原告団・弁護士



裁判所前で不当判決弾劾の声をあげる

メトロコマース支部と支援者ら

### 文・写真

HP 労働相談センター・スタッフ日記より引用

### 歯周病と心疾患の関係



## 運動のすすめ

歯磨きのときに出血する」食べ物や歯の間によく挟まる」このような症状に心当たりはありませんか？これは歯周病の初期症状で、平成19年に行われた厚生労働省の調査では、歯周病が強く疑われる人は約890万人いると推定されており、近年では心疾患とも密接な関係にある事が明らかになっていきます。今回は、この歯周病がどのようにして心疾患を引き起こすのかを取り上げていきます。

歯周病とは、細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で主な原因となるのが、歯垢（プラーク）と呼ばれる歯周病菌の塊です。歯垢が溜まると歯周病菌の酵素や毒素によって歯肉が炎症を起こし、そのまま歯肉が停滞していると歯周ポケットと呼ばれる歯と歯肉の隙間や肉眼では見えない歯の根本まで炎症が進み、最終的には歯が抜け落ちてしまう場合もあります。

さらに、この歯周病菌は口内だけに留まらず、歯肉から血管を通じて心臓にも移動していきます。心臓には、心筋に酸素と栄養を送る冠動脈が存在しますが、その冠動脈に歯周病菌が達すると、アテロームと呼ばれる脂肪性の沈着物や血管の内側に形成されます。これが蓄積されると動脈が詰まり、心臓への血流が制限されてしまうので狭心症や心筋梗塞等を引き起こしてしまう可能性が出てくるのです。

歯周病を放置しておくと、動脈硬化を進行させてしまう恐れがあります。歯周病菌を停滞させないように毎日の歯磨きや歯間清掃を習慣化し、健康づくりの観点からも口内環境維持に努めていきましょう。

特定非営利活動法人 ヘルスプランニング